平成２５年（フ）第５５号
岐阜県恵那市中野方町75番地３
債務者　横山　光代
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第７１号
岐阜県多治見市滝呂町11丁目55番地の５
債務者　宝満きみえ
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２０３号
愛知県岩倉市大市場町順喜98番地２　ビレジ岩倉102号
債務者　鈴木寅哲こと　呂　　寅哲
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６５７号
京都市山科区御陵池堤町１番地の27
債務者　北村　宏徳
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６８号
京都市東山区大和大路通四条下る４丁目小松町11番地25　八坂マンション３Ｆ11号
債務者　なごみスペース杏こと　中村美紀子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１７号
京都市中京区壬生西土居ノ内町23番地25　ハイツシーガル301号
債務者　櫻井　春樹
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
兵庫県加東市梶原329番地４、住民票上の住所兵庫県加東市社105番地
債務者　柳瀬　志保
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１８号
鳥取県倉吉市今在家405番地の４
債務者　米原　　眞
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第３０１号
千葉県松戸市栄町８丁目591番地の10
債務者　田代奈保子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７０号
仙台市太白区南大野田16番地の16　川村ビル203
債務者　菅原　俊一
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３７８号
仙台市青葉区落合４丁目６番13―202号
債務者　大野　美恵
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
仙台市泉区北中山４丁目31番地の８
債務者　澤田まゆみ
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８７号
宮城県黒川郡大衡村大衡字河原58番地１　河原住宅２号棟214号、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町小里字長根南１番地
債務者　百々　俊二
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
茨城県日立市西成沢町２丁目８番23―106号
債務者　菊池　昌弘
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１８２号
新潟市北区木崎1175番地１　プラシードＫＩＺＡＫＩ301号
債務者　古山　裕介
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０４号
新潟市秋葉区市新586番地４、前住所新潟市秋葉区中野２丁目13番３号　ベルハイム105号
債務者　本間　　学
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０３号
岐阜県羽島市正木町大浦661番地１　グリーンハイツケシカワ105号室、前住所岐阜県安八郡輪之内町楡俣689番地の７
債務者　森島　清子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
岐阜地方裁判所